

令和5年度消費者教育セミナー

「学校訪問講座」及び「教員サポートセミナー」実施要領

1. 目的

消費者の安全と安心を確保するために、児童・生徒・学生等や小・中・高教員を対象としたセミナーを開催することにより、消費者被害の未然防止を図るとともに、学校教育における消費者問題への意識向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

別紙のとおり。

なお「学校訪問講座」については、別添「学校訪問講座のご案内」も参照のこと。

3. 実施期間

令和5年7月～令和6年2月

※但し、この期間より前に実施を希望する場合には、事前の相談に応じることとする。また、実施回数が予定数に満たない場合や、天候不順等で当初の期日に実施できず延期をする場合には、令和6年3月にも実施することがある。

4. 実施場所及び講座開催方法

北海道内の各市町村所在地での対面型での実施を基本とする。

但し、天候不順や疾病等により各市町村へ出向くことが出来ないもしくは適切でない場合には、講師の所在地又は当協会事務局からのオンライン型でも行うこともできることとする。

5. 実施予定回数

50回

※但し、予定回数以上に申込みがあった場合でも、予算内であれば実施する。

6. 定員（1回当たり）

特に定めはない。

※但し、実施会場において、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を講ずることが可能な人数とする。

7. 申込み手続き

「学校訪問講座申込書」（様式1）又は「教員サポートセミナー申込書」（様式2）に必要事項を記入し、期限までに一般社団法人北海道消費者協会・教育啓発グループへ提出いただく。

8. 申込み期限

令和5年6月30日（金）

9. 実施決定

- ・事業を円滑にするため、実施時期や内容等を調整させていただくことがある。
- ・実施回数や内容等によっては、全ての申込みに応じられない場合がある。
- ・期日までの申込み内容を検討のうえ、実施決定させていただき、結果を文書により通知する。
- ・但し、申込み期限内に実施を希望する申込者がある場合には、できるだけ希望に沿って実施できるよう検討する。

10. 講座講師

- ・一般社団法人北海道消費者協会の役職員（非常勤職員を含む）や当会で委嘱している令和5年度非常勤講師が担当する。
- ・講座内容により、北海道等の行政機関や事業者団体・消費生活に関わる活動を行う団体（無料の講師派遣）等と協力して実施する場合がある。

11. 他機関との連携について

本年度の「学校訪問講座」及び「教員サポートセミナー」に関しては、北海道弁護士会連合会と連携して講座を行うこととし、依頼があった場合、弁護士会と協議の上、所属する弁護士を講師として派遣することができる。

12. 経費負担、事前準備等について

- ・講師旅費及び謝金は、主催者側で負担し、申込者の負担はない。
- ・実施会場及び当日使用する機材の準備等に関わる経費については「申込者」側にご負担いただく。

13. 実施後のアンケートについて

「学校訪問講座」の実施後は、担当教員の方より『令和5年度「学校訪問講座」実施アンケート』（別添様式）に回答いただき、FAX又はメール等で提出いただく。

14. 個人情報の取り扱いについて

当該事業の「申込書」等の個人情報については、「一般社団法人 北海道消費者協会個人情報保護規程」により取り扱いを厳守する。

15. 新型コロナウイルス感染拡大防止について

講座開催地へ出向く講師等については、訪問先での感染拡大対策の取り組みに協力する。

講師等が講座の実施前や当日に体調不良となった場合には、直ちに、教育啓発グループへ連絡することとし、自身の健康については居住地の対策方法に準じて対応することとし、予定している講座の実施や延期、中止等については、申込者と協議のうえ、対応することとする。

16. その他

上記に定めのない事項については、別途必要に応じて協議し決定する。

17. 主 催
北 海 道

18. 申込・連絡先（事業受託者）

一般社団法人 北海道消費者協会（担当 教育啓発グループ）
〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟
TEL：011-221-4217 FAX：011-221-4219
Email：keihatsu@do-syouhi-c.jp

令和5年度消費者教育セミナー事業メニュー

事業メニュー	対象者	事業内容
学校訪問講座	小・中 児童、生徒	<p>児童生徒が消費者としての権利と責任を自覚し、商品やサービスの売買という経済社会だけでなく、求められる社会構築をするために、現在自分で何をすべきか、自主的に判断し、自立した行動のできる消費者を育むための講座とします。</p> <p>詳細：「小・中学校での消費者教育出前講座のご案内」</p>
	高・大学 生徒、学生等	<p>2022年4月から成年年齢が18歳へ引下げられたことによる影響や、インターネットやスマートフォン等通信環境の進展により起こりうる、経済社会の変化に伴う消費生活の移り変わりや問題・対策を自ら考え学び、環境保全や金銭管理なども含め、消費者としての社会的役割や責任を自覚させる。また、社会を構築するために現在から将来に向かって自分が出来ることが何かを考え、そのために必要な行動力と態度を育む講座とします。</p> <p>詳細：「高等学校・大学での消費者教育出前講座のご案内」</p>
教員サポートセミナー	小・中・高 特別支援学校等 教員	<p>教員が行なう研究会等において消費者教育に関する最新情報の提供や希望される内容について、消費生活トラブルの現状や対策等を含めた講座を開催します。</p>